

第2回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について
～個別施設の現状と課題、その対応方針～

(福祉部)

令和5年8月30日(水)

○施設名 あすなろの郷

1 現状

(1) 施設の概要

- 「あすなろの郷」は、昭和 48 年に知的障害者の総合援護施設「コロニーあすなろ」として開設され、これまで本県における知的障害者福祉施設の中核施設としての役割を果たしてきた。
- 開設当初から、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が指定管理者（当初は管理委託）となり、障害者支援施設及び病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所等の運営のほか、在宅の障害児者及びその家族、関係機関に向けて地域生活を続けるために必要な療育支援なども併せて実施している。
- 施設では、効率的な運営サービスの充実を図りながら、県立施設として民間事業者で処遇困難な重度障害者への専門的な支援と、地域の障害者の自立支援、人材の育成及び情報提供等を行うなど、利用者ニーズに沿った専門的サービスの提供に努めている。

所在地	水戸市杉崎町 1460 番地
開所日	昭和 48 年 12 月 1 日
根拠法令	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例に基づき設置。
設置目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害者支援施設と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児入所施設として、障害者及び障害児の日常生活に必要な介護や医療を提供するとともに生活自立に向けた総合的な支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設の運営（定員 462 人）・ 医療型障害児入所施設・療養介護事業所の運営（定員 40 人）・ あすなろの郷病院の運営（医療型障害児入所施設・療養介護事業所に併設）・ 短期入所事業の実施・ 地域生活支援センターの運営（在宅の障害児者への療育支援、24 時間緊急ステイの実施）

【主な施設】

建 物	棟数	築年度	
寮（旧棟）、作業所（旧棟）	8	S48～S51	入所施設 ※作業所はかつて寮として使用
病院棟（ばら寮含）	1	S51	病院、医療型障害児入所施設・療養介護事業所
管理棟（旧棟）	1	S48	事務所
サービス棟（旧棟）	1	S48	給食・洗濯・ボイラー設備
地域生活移行推進室（旧棟）	1	S48	
療法訓練センター（旧棟）、療法訓練センター附属棟（旧棟）、リハビリテーションセンター、ブロックセンターA・B（旧棟）、集会所（旧棟）	6	S48～S51	
公舎、職員アパート、職員寮	9	S48～S51	
新棟（南棟、北棟、センター棟）	3	H14	入所施設・事務所

※旧棟とは開設当初に建てられた施設。倉庫等は省略。

【施設の運営管理】

運 営 管 理 方 式	指定管理者制度（平成18年4月～）
指 定 管 理 者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団
指 定 管 理 期 間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）
管 理 体 制	職員数：400人（令和5年7月1日現在）
そ の 他 （指定管理者の更新）	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度末で現在の指定管理期間が終了となることから、年度内に指定管理者の更新を行う。 ・現在整備を進めている新たな県立施設（セーフティネット棟）の供用開始（令和7年度）までの1年間については、移行準備期間として、継続して現指定管理者（事業団）が準備を進めることが効率的であることから、指定管理者の更新にあたっては、指定管理期間を1年間とし、非公募で実施する。

(2) 施設の利用状況

- 入所者数については、令和2年度以降、新たな施設の建て替え整備に向けて、民間事業者との役割分担等を踏まえた県立施設の役割や整備する施設の規模等について検討を行っていたことから、強度行動障害などにより民間事業者での処遇が困難で緊急性の高い障害者のみの必要最小限の受入れとしており、入所者は減少している。
- 障害支援区分のうち最も重い区分6に該当する入所者は入所者全体の80%以上にあたる。
- 令和3年度にあすなろの郷入所者394人を対象に、障害程度や強度行動障害・医療的ケアの症状に関する評価（入所者アセスメント）を実施し、188人が強度行動障害の状況や医療的ケアの必要性からセーフティネット棟の入所が適当と判断された。

[入所者の状況]

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H26
障害者支援施設 (定員462人)	446.8	447.5	442.8	441.7	433.8	424.0	414.4	402.0	391.8	△55.0
医療型障害児入所施設・療養介護事業所 (定員40人)	40.0	39.7	40.8	40.5	39.7	39.5	40.0	40.0	39.8	△0.2
合計	486.8	487.2	483.6	482.2	473.5	463.5	454.4	442.0	431.6	△55.2

※年間平均入所者数

[入所者の障害支援区分の状況（令和5年3月末現在）]

(単位：人)

年度	区分6	区分5	区分4	区分1～3	計
障害者支援施設	310 (80.5%)	61 (15.9%)	14 (3.6%)	0 (0.0%)	385 (100.0%)

※入所者平均障害支援区分5.8、入所者平均年齢53.0歳、入所者平均在所年数26.8年

[入所者アセスメントの結果]

区 分	人 数	評 価 内 容
セーフティネット棟対象者	188 人	強度行動障害の状況や医療的ケアの必要性からセーフティネット棟への入所が 適当と判断される入所者
セーフティネット棟対象外	206 人	既存施設を活用して事業団が自主事業で運営する施設への入所が適当と判断さ れる入所者又はあすなろの郷以外の民間施設等への移行が可能と判断される入 所者
計	394 人	

※アセスメントの実施期間：令和3年9月28日～令和4年3月31日

※セーフティネット棟対象者：「障害支援区分6」かつ「強度行動障害があるか、医療的ケアが必要」な入所者

- 短期入所事業については、介護者の疾病等により家庭での介護が困難になった場合、一時的に入所によるサービスを提供しているが、新型コロナウイルス感染症対策による受入れの制限を行ったことにより、令和2年度以降の利用者数は大幅に減少している。

[短期入所等の状況]

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H28
短期入所事業 利用者数	—	—	27.3	28.6	23.7	28.3	7.0	3.0	3.4	△23.9

※月平均利用者数

(3) 施設運営に係る事業費の状況

- 指定管理者による効率的かつ効果的な運営が実施されており、指定管理料については、直近約 10 年間（平成 26 年度から令和 4 年度まで）で 189 百万円（6.2%）削減された。また、近年では、施設の再編整備に伴い新規入所者の受入れを最小限としており入所者が減少していることから、事業費支出も減少している。
- 指定管理料の財源について、令和 3 年度及び令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い短期入所等の利用が減少し、障害福祉サービス報酬等の収入が減少した一方で、入所者の感染防止対策等に経費がかさんだため県費負担額が増えている。

[指定管理料の財源]

(単位：百万円)

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H26
指定管理料		3,041	2,963	2,780	2,994	2,903	2,908	2,817	2,879	2,852	△189
内訳	障害福祉サービス報酬等※	2,654	2,677	2,664	2,643	2,601	2,578	2,551	2,507	2,485	△169
	県費負担額	387	286	116	351	302	330	266	372	367	△20

※障害福祉サービスを提供した場合に施設に対して支払われる公費。

(4) 施設修繕の状況

- 主な施設修繕については、施設及び設備の老朽化に伴い、空調機器の更新や屋上の防水工事、分電盤の改修工事等を実施したほか、入所者の高齢化・重度化への対応として転倒時の入所者の安全確保のため、床の衝撃吸収材改修工事を実施した。
- なお、老朽化等により利活用が難しい施設内の建物については、安全面を考慮し順次解体していく予定。

【施設修繕】

(単位：百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
大規模修繕費※	85	36	49	98	89
内 容	既存寮エアコン設置工事、電気給湯設備設置工事、体育館・管理棟耐震化改修工事	汚水管内部樹脂塗装裏塗り補強工事、電気給湯設備設置工事	防犯フィルム工事、電気給湯設備設置工事、公共下水接続工事	非常用高圧発電機更新工事、サービスセンター厨房床改修工事、浴室改修工事、電気給湯設備設置工事、床衝撃吸収材改修工事	床衝撃吸収材改修工事、新棟空調機更新工事

年度	R1	R2	R3	R4
大規模修繕費※	130	77	23	0
内 容	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮居室等塗装工事、寮屋上防水工事、新棟空調機更新工事	新棟床衝撃吸収材改修工事、寮屋上防水工事、寮内壁塗装工事、寮分電盤改修工事	寮屋上防水工事	—

※1件あたり1千万円以上の修繕費

[今後予定する主な大規模修繕]

(単位：百万円)

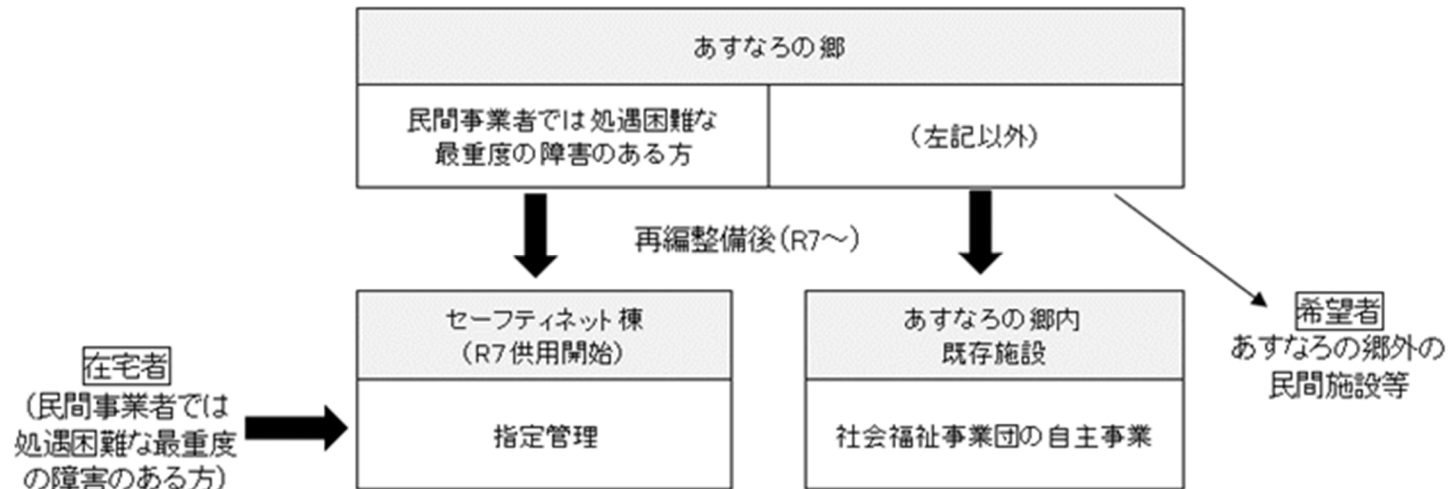
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10
費用	38	69	89	115	24	10
内容	新棟屋上防水工事	新棟外壁塗装及び防水工事	施設進入道路（南側）舗装補修工事、進入路（北側）上層路盤等整備工事	独身寮解体撤去工事	公舎解体撤去工事	集会所解体撤去工事

(5) 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会からの提言

- あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべき。その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべき。
- あすなろの郷の建て替えについては、入所困難度に地域差があることから、圏域内で分散配置ができないかなど、県の障害福祉計画全体の中で検討していくべき。

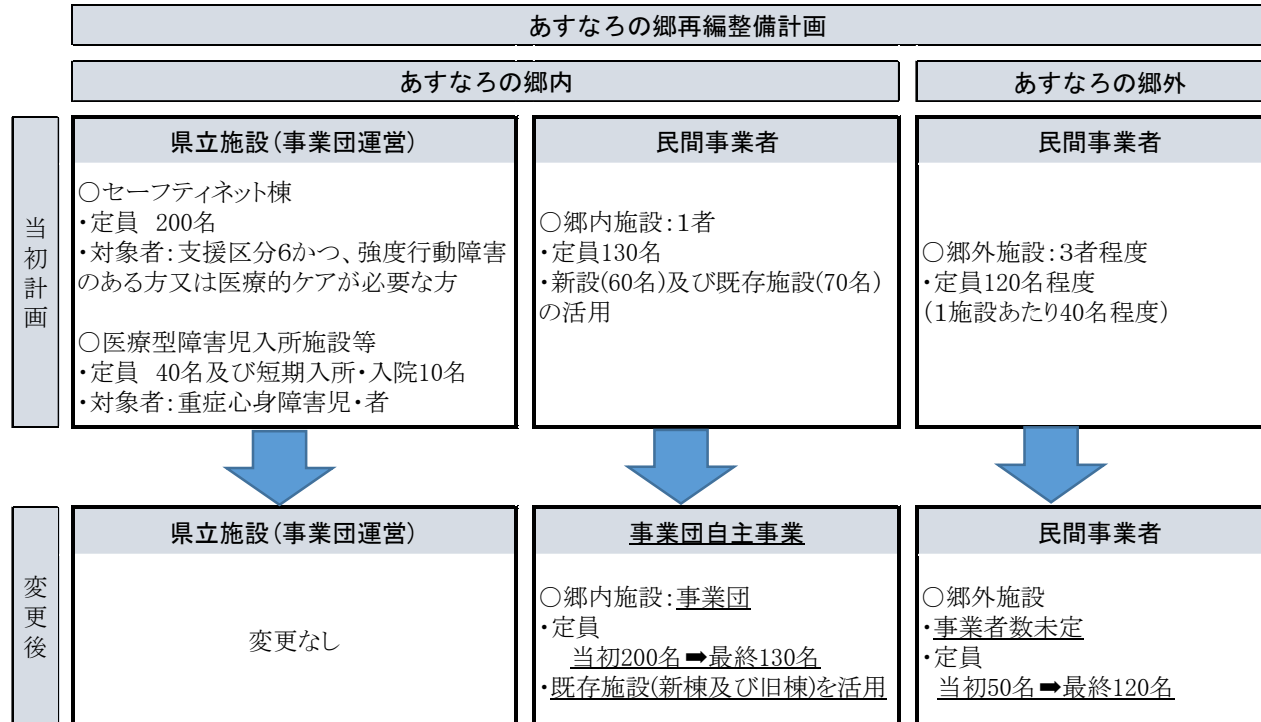
(6) あすなろの郷の再編整備

- 開設当初に建設された施設の老朽化・狭隘化が進んでいることから、今後の施設のあり方について検討を行い、令和元年10月に「あすなろの郷再編整備計画」を策定した。
- 同計画では、県と民間の役割分担の考え方にに基づき、県は民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方への支援に特化し、それ以外の方の支援には民間活力を導入するとして、規模や基本的機能など整備の方向性が整理された。
- なお、当初計画では、民間事業者では処遇が困難な最重度の障害のある方が入所する施設（セーフティネット棟：定員200人）を県が新たに整備し、それ以外の方が入所する施設（既存施設：定員130人）について民間活力を導入するとしていたが、令和2年12月に同計画の一部を変更し、既存施設については事業団の自主事業として運営（当初定員200人）することとなった。
- 新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）は、令和7年度からの供用開始を予定しており、令和5年7月から建築工事を開始。



あすなろの郷再編整備計画の一部変更について

[一部変更後の再編整備計画]



2 課題

(1) あすなろの郷再編整備計画に基づく新たな県立施設の整備促進

- 「あすなろの郷再編整備計画」に基づき、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）について、令和3年度に基本設計を、令和4年度に実施設計をそれぞれ実施し、令和5年度から建設工事に着手した。
- 令和5年度から令和6年度の2か年で新たな県立施設を整備し、令和7年度に供用を開始する予定であることから、整備に向けて事業の進捗管理を行っていく必要がある。

[新たな県立施設の建設工事概要]

区 分	施設名	構 造	延べ床面積	工事期間
第一工区※1	セーフティネット本棟 (病院等を含む)	2階建て S R造ほか	13,195.29 m ²	令和5年7月～令和7年3月
第二工区※2	セーフティネットA寮棟ほか	平屋建て 木造	5,288.69 m ²	令和5年10月～令和7年3月

※1：令和5年第2回定例会において建設工事等に関する請負契約締結について議決済。

※2：令和5年第3回定例会において建設工事等に関する請負契約締結の議案を上程予定。

(2) 入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援

- あすなろの郷の入所者が、新たに整備される県立施設（セーフティネット棟）及び事業団の自主事業として運営する既存施設等に円滑に移行できるよう支援していく必要がある。

3 対応方針

(1) あすなろの郷再編整備計画に基づく新たな県立施設の整備促進

- 「あすなろの郷再編整備計画」に基づき、令和7年度にセーフティネット棟の供用開始ができるよう、事業の進捗管理を行っていくとともに、現指定管理者である事業団と連携し、必要となる医療機器や備品等の準備を進めていく。

[整備スケジュール]

令和3年9月～	基本設計の実施
令和4年4月～	実施設計の実施
令和5年7月～	起工式(7/21) 第一工区工事着工 ※第一工区：セーフティネット棟本棟(2階建て)
10月～	第二工区工事着工 ※第二工区：セーフティネットA寮棟ほか(平屋建て)
令和7年3月	建設工事完了予定
4月～	別途工事(医療機器設置工事・システム構築工事など)や備品調達

(2) 入所者の新たな県立施設等への円滑な移行支援

- あすなろの郷の入所者が、新たに整備する県立施設(セーフティネット棟)及び事業団の自主事業として運営する既存施設等に円滑に移行できるよう、入所相談支援センターを設置し、保護者等からの相談等に丁寧に対応していくとともに、あすなろの郷から他の民間施設等への移行を希望する入所者への相談・支援等を行っていく。
- また、あすなろの郷の入所者については、障害の程度が重い方が多く、新たな施設への移行には時間をかけて丁寧に対応していく必要があることから、円滑な移行に向けて、事前に入所者のグループ分けを実施するなど移行に向けた準備を進めていく。

[入所者の移行スケジュール]

令和3年7月～	入所者保護者等への説明会開催
9月～	入所者アセスメントの実施
12月	民間施設等見学会の開催
令和4年8月～	入所者アセスメント結果の保護者等への説明
令和5年4月～	入所相談支援センターの設置（あすなろの郷内） 新施設への円滑な移行を視野に入れた入所者支援グループ再編等の準備開始
10月～	待機者に対するアセスメントの実施
令和6年4月～	入所対象となる待機者の体験入所の実施
令和7年4月～	新施設への段階的な移行

※障害特性等を踏まえ、新施設への移行は段階的に進めていく必要がある。

4 周辺への影響とその対応

- 民間活力の導入に関して保護者から環境や処遇の変化への不安等が非常に強かったことから、令和2年12月に再編整備計画の一部を変更し、民間活力を導入するとしてあすなろの郷内の既存施設については、事業団の自主事業として運営することに变更し、保護者の理解を得た。
- 入所待機者については、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）の入所対象者を民間事業者において対応が困難な強度行動障害などのある最重度の障害のある方としていることから、今年度からアセスメントを実施し、入所対象となる方の確認を行う。新たな県立施設の入所対象となる方で入所を希望する場合には、来年度以降体験入所等を実施しながら、供用開始後の円滑な入所を進めていく。なお、新たな県立施設の入所対象外となる方については、市町村等と連携し、他の民間施設への入所等に向けて支援していく。
- 新たな県立施設の定員は200人となるが、現在あすなろの郷に入所している方で新たな県立施設の入所対象とならない方の殆どは事業団が自主事業で運営するあすなろの郷内の既存施設への移行となる見通しであることから、他の民間施設への影響は想定されない。